

中津川市告示 第18号

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項に基づく規制地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第4条第1項に基づく区域の区分（以下「区域区分」という。）が第1種区域である地域及び区域区分が第2種区域である地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定に基づき第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
B	指定地域のうち、区域区分が第2種区域である地域のうち、A類型に該当する地域以外の地域
C	指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域

備考

都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業専用地域は、該当地域から除く。
この告示は、平成24年4月1日から施行する。